

飯野・津森・福田地区に転入・転居する子育て世代へ

益城町と「フラット35」が 住宅取得を支援します

利用は、町から利用対象証明書の交付を受け、ローン契約前に金融機関に提出する必要があります

定住促進補助金

100万円
の補助金を交付

以下の2つに該当することが条件

中古住宅を除く戸建てを新築または購入(注1)し、

- ①対象地区(注2)に居住する
- ②その時点で、同居する中学生以下の3親等以内の扶養親族がいる

 益城町
企画財政課復興企画係
☎286-3223



【フラット35】

住宅ローン金利引き下げ

年▲0.25%

当初5年間

主な要件

定住促進補助金を申請(予定を含む)し、申請時点で50歳未満であること

フラット35の利用にはその他にも条件があり、審査の結果次第ではご希望に沿えない場合があります。

住宅金融支援機構
九州支店
地域連携グループ
☎092-233-1507



(注1)新築・購入した日から6カ月以内に補助金の申請が必要です。

新築の場合 建物登記事項証明書に記載された新築日

購入の場合 住宅購入売買契約書の日

(注2)対象地区

飯野地区(大字赤井、砥川、小池、島田)

津森地区(大字上陳、杉堂、小谷、田原、寺中、下陳)

福田地区(大字福原、平田)



スマホでカンタン

シミュレーション
してみませんか？

毎月の返済額などを
スマートフォンで簡単に
試算してみませんか？



(【フラット35】のサイトに繋がります)